

明治期の生命保険業と相互扶助の精神

並 松 信 久

[要旨]わが国の生命保険業は、明治期に確立された。生命保険という概念は、福澤諭吉の著書によって紹介された。その後、明治14年に福澤の門下生によって、現在に続く日本最初の生命保険会社が設立された。明治20年代に福澤門下生が設立したわけではないが、現在に続く二つの生命保険会社が設立された。

日本の場合、欧米とは異なり、比較的円滑に生命保険業が成立したという特徴があった。その要因は主に二つある。一つは伝統的に相互扶助の精神があり、「類似保険」が多く存在していたことであった。これは近代的な保険システムではなかったので、やがて消滅した。しかし、伝統的な無尽講と類似のシステムをとる相互扶助組織であった。この精神は会社形態にも反映され、生命保険会社は相互会社として存続した。二つは宗教界の反発がなかったという点である。欧米のキリスト教圏では道徳的に問題があるという理由で、生命保険に対する宗教界からの反発は強かった。しかし日本では、長くは続かなかったものの、仏教系の生命保険会社が設立されるほどであった。

(キーワードは傍線部分)

目 次

- | | |
|-------------|----------------|
| 1 はじめに | 2 生命保険の黎明期 |
| 3 生命保険会社の定着 | 4 保険業法と相互会社の設立 |
| 5 結びにかえて | |

1 はじめに

保険とは、偶発的な事故による経済的損失を補填する手段である。その保険のなかで生命保険は、被保険者が死亡または病気や怪我による経済生活の不安定を解消するため、ある一定の所得を確保しようとするものである。わが国における生命保険の始まり（欧米からの概念の導入）は、1868（慶応3）年に福澤諭吉（1835-1901、以下は福澤）が著書の中で欧米文化のひとつとして、近代保険制度（損害保険や生命保険など）を紹介したことでであるとされる。生命保険を対象とする会社という制度も、欧米から導入された。その最初は1880（明治13）年に岩倉使節団の随員であった若山儀一（1840-1891、以下は若山⁽¹⁾）らによって、日本初の生命保険会社である「日東保生会社」（以下は日東保生）の設立であった。しかし、この会社は実際の営業に至ることなく、すぐに倒産する。そして翌1881（明治14）年7月に、福澤門下の阿部泰蔵（1849-1924、以下は阿部）によって、現存最古の保険会社「有限明治生命保険会社」（以下は明治生命）が設立された。

当時の状況について、明治期の作家であった石井研堂（1865-1943、以下は研堂）は、著書『明治事物起原』（1908年初版）において、

明治十三年に、共済五百名社といへるを創めたる者ありしが、今日の生命保険とは其趣を異にせり。翌十四年に起りたる明治生命保険会社は、全く本邦に於ける此事業の祖にして、総ての組織を外国の例にとりしものなり。

と記している。研堂によれば、厳密には日東保生が日本初といえるが、すぐに倒産したので、今に続く最初という意味では、明治生命になる。さらに研堂は、生命保険とは異なるとして、「共済五百名社」をあげている。共済五百名社は安田善次郎（1838-1921、以下は安田）によって設立された組織であり、社員が2円の持参金を出し合い、会員が亡くなるたびに新たに2円を追加して、遺族に対して1,000円を支払うという互助会的な組織であった。会員が持参

金を出し、その死亡時に見舞金が支払われるという仕組みは、生命保険に類似している。しかし、研堂が今日の生命保険と異なるとしたのは、共済五百名社が江戸期から伝わる「無尽講」（あるいは頼母子講）に近いと考えたからに他ならない。

つまり、生命保険というシステムが欧米から導入される一方で、それと似通った組織として伝統的な無尽講が存在し、それを活かそうとした組織のあったことがわかる。江戸期には無尽講とよばれる互助組織が広範に存在していた。⁽²⁾ 無尽講は、金銭が必要な人や生活に困窮した人を助けることを目的にしていた。その仕組みは、多数の人びとが集まって組織を形成し、定期的に必要な金額を払い込み、籤や入札などで順番に金銭を受け取るというものであった。その手法は生命保険と類似であったといえなくもない。しかし、生命保険はリスクに対する経済的な準備であり、無尽講のように籤や入札などで受給者や給付時期が決まるというものでない。さらに生命保険の場合は、会社組織が定着するのにもない、大数の法則や生命表によって事故の発生確率が計算され、また保険料が年齢別・性別で公平に計算され、それらが適用される。⁽³⁾ この保険技法に基づかない無尽講は「近代的な」保険とはみなされない。

さらに、たとえ相互扶助の精神が根本にあったとしても、資本主義の市場原理に基づく利害状況のなかでは、その相互扶助を制度化するのは困難である。利害状況に符合させようとすると、相互扶助という根本を変質させてしまいかねない。この点で無尽講に参加する思想と生命保険に加入する思想は根本的に異なっている。しかしながら、わが国に欧米から導入された生命保険業が定着した要因のひとつには、それまで存在した無尽講や相互扶助の精神があったと想定できる。なぜなら、欧米諸国における生命保険業の成立過程をみた場合、「生命を保険に付すことは不道德である」とみなされ、その成立までにかかなりの時間を必要としたからである。⁽⁴⁾ とくに、キリスト教を背景とする道徳規範と金融市場経済の対立がみられたので、その融合に時間を必要とした。生命保険業が本格的な活動をするのは19世紀後半からであった。

わが国でも当初は「人の生死によって金儲けをするのか」という誤解や偏見に基づく批判も多く、本格的な生命保険の普及には時間を要した。数多くの「類似保険」(近代的な生命保険でなく、それに類似しているという意味)が創業し、仏教系の生命保険会社さえ設立されたものの、ほとんどが解体ないし解散してしまった。もっとも、わが国では欧米諸国とそれほど時間差なく、生命保険会社が定着し、その後も拡大している。わが国は当初、欧米と同様、批判があったものの、欧米に比べて生命保険業の導入・普及は円滑に進んだのではないだろうか。

ところで、わが国における生命保険業の形成過程については、すでに多くの先行研究がある。近年の主要な研究成果を発行年代順に列挙すると、森田健三「生命保険経営の設立をめぐる諸問題」(『生命保険文化研究所所報』、第26号、1974年、41～72ページ)；竹森一則著・伊藤喬編『日本保険史』(同朋舎、1978年)；宇佐美憲治『生命保険業100年史論』(有斐閣、1984年)；小川功「大阪生命の生保乗取りと日本生命の対応—鴻池財閥から山口財閥への移動説の吟味」(『保険学雑誌』、第516号、1987年、67～96ページ)；小林惟司『保険思想の源流』(千倉書房、1997年)；小林惟司『保険思想と経営理念』(千倉書房、2005年)；稲葉浩幸「わが国生命保険業の黎明期と小説」(『生駒経済論叢』、第4巻2号、2006年)；深見泰孝「明治期の生保株買い占めとガバナンス—大阪生命事件を中心として」(『企業家研究』、第4号、2007年、20～38ページ)；深見泰孝「仏教系生命保険会社の生成について—真宗信徒生命を中心に」(『保険学雑誌』、第602号、2008年、1～30ページ)；深見泰孝「仏教系生保の破綻について—日宗生命破綻を中心に」(『保険学雑誌』、第610号、2010年、17～36ページ)；深見泰孝「仏教系生命保険会社の成立および破綻理由について—佛教生命、明教生命、六条生命の分析から」(『保険学雑誌』、第613号、2011年、129～48ページ)；小川功「大手保険会社のグランド・デザインを描いた近江人脈—日本生命「発起人中の発起人」久世助三郎の着想の進展過程を中心に」(『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』、

第 46 号、2013 年、41 ～ 8 ページ)；福地幸文「近代個人保険需要の実証研究—生命保険市場発展の核心的原動力」(『保険学雑誌』、第 633 号、2016 年、1 ～ 31 ページ) などがある。これらの研究成果以外に、ここでは省略するが、各生命保険会社の社史がある。

これらの研究は、近代的な生命保険会社の確立過程、あるいは類似保険の盛衰などを詳細に記述している。しかし、欧米諸国の生命保険業との違いという観点から、日本の生命保険業の特徴については明らかになっていない。⁽⁵⁾多くの研究では、日本の生命保険は、欧米から概念や形態を導入して、計算合理性に基づいて近代的なシステムとして形成されていったので、類似保険(仏教系の生命保険を含めて)は淘汰されていったとされる。しかし、このような単線的ないし段階的な説明では、なぜ類似保険が存在したのか、生命保険会社がなぜ短時間に定着したのかは不明なままである。

本稿では、まずわが国における生命保険の導入過程をたどり、その黎明期の特徴を考察する。次に生命保険会社の定着過程をたどって、日本的な特徴を明らかにしていく。最後に保険業法の制定とその後の相互会社の設立に焦点をあて、相互扶助の精神がどのように変容し継承されていったかを明らかにしていく。なお、本稿の引用文中には、不適切な表現が含まれている部分があるが、史実であることを重視して、あえて訂正を加えていない。また引用文中には読みやすくするために、句読点を一部加えた箇所がある。人物の生没年については、可能な限り記した。

2 生命保険の黎明期

わが国が最初に保険という概念を知るきっかけとなったのは、中国から『海国図志』(1852 年刊) が輸入され、そのなかでイギリスの保険が紹介されたことであった。⁽⁶⁾しかし、ここで紹介されたのは、海上保険と火災保険であって、生命保険ではなかった。その後、山本覚馬(1828-1892) の『管見』(慶応四年に執筆)においても、「商律」という項目で保険(当時の用語では請負)の

必要性が説かれた。ただし、『管見』も「船の請負」と「荷物請負」ならびに「人の請負」（航海における安全性を意味した）について書かれているので、海上保険のことであって、生命保険ではなかった。生命保険については、福澤の著書『西洋事情』（初編は1866年刊、外編は1867年刊、二編は1869年⁽⁷⁾刊）と『西洋旅案内』（1867年刊⁽⁸⁾）のなかで説かれたのが最初であった。この生命保険の紹介は福澤の著書というだけではなく、実際に福澤の門下生が生命保険業界を形成していったという点で大きな意味をもった。

生命保険の概念は、『西洋事情』（外編卷之二）のなかで「相对扶助の法」（「フレンドリ・ソサイチ」又「ベネヒト・ソサイチ」という章が設けられ、その内容に触れている。『西洋旅案内』（附録）においても「災難請合の事 イシューアランス」で、同様に生命保険について紹介している。『西洋事情』によれば、

人々の随意に会社を結び、平生より積金を備へ置きて、其社中に病人又は不幸に逢ふ者あるときは、積金を以て之を扶助する法なり。此法は往古商人の組合にて互に不時の難を救ひし遺風なりと云ふ。人の年齢三十四五歳に至るまでの間は、疾病も少なくして、事を為す可き時なれば、此時に当て活計に余る金を月に貯へ年に積て、不時の病難に備へ、或は老後に至りて安楽に其残年を終る可しとの趣旨なるが故に、天下の良法この右に出づるものなかる可し。人として自から信ずること甚しきに過ぎ、独歩孤立して事を成さんと欲するときは、動もすれば意外の不幸に逢ふ者少なからず。是亦人間に避く可らざるの難なり。今この不慮に備預せんには、平生より他人に与みして同心協力、互に相依り、小金を棄て、大難を救ふに若くはなし。

英国にて相对扶助の法の行はれしは、千七百九十三年を其始めとす。爾後政府の法令に従ひ、其処置漸く齊整すと雖ども、間ま或は失錯なきに非らず。其最甚しきものは、積金の内を以て病老の扶助を与ふるに、其高を過分に多く定めたることなり。抑も此社中創立のときは、固より壮年の人のみにて、疾病の患も少く、社中の元金俄に増加せしに付、遇

ま不幸に罹るものあれば、過分に扶助金を与へしが、年月を経るに従て、其事情大に变じ、病者老人の数、次第に多く、扶助の金高次第に増し、之が為め元金を入を以て出を償ふこと能はず、甚しきは一社中の仕組、全く破潰して、残余の老人は平生依頼せし所の積金を尽く失ひしことあり。右の次第を以て、輒近は相对扶助の法を直に政府の支配に属し、国法⁽¹⁰⁾を以て之を処置して旧弊を一新したりと云ふ。

と記して、生命保険の仕組みについて、イギリスの事例をあげて説明している。当時のイギリスは他のヨーロッパ諸国やアメリカに比べて、生命保険の普及度は高かった。しかしながら、イギリスは先駆的であったものの、その後の受容には時間を要した。それは他の国々と同様、フランスほど激しくなかったが、生命保険の理念や精神に対する道徳的ないし宗教的な抵抗があったためである。⁽¹¹⁾

わが国にとって保険概念の導入とともに、外国の保険会社の進出もあった。外国の保険会社は、すでに1875（明治8）年時点で、日本国内に40社以上を数えた。⁽¹²⁾ もっとも、これらの多くは、火災、運送、海上保険の会社であった。生命保険会社については、「外国生命保険会社が我が国民に向って、その事業を及ぼす旨の広告は、明治十年六月にロンドンの **Provident Clerks' Mutual Life Assurance Association** の為した（左記の）ものを嚆矢とするようである」⁽¹³⁾とされる。この広告は1877（明治10）年6月13日の『東京日日新聞』（第1657号）における「プロビデント・クラークス相互生命保険会社」の広告である。また、それより1ヶ月ほど前の『読売新聞』（第699号）の広告では、

下名今般日本国性命請負の依頼担当の委任をプロビデント、クラルクス、マチューアル、ライフ、インシユレンス（英国竜動に有之性命会社の名）の総理より受け、性命会社を立て廉価を以て担当す

概則 年齢満二十五歳の者は每一ヶ年金額十二弗の掛金を以て性命請負の依頼担当可申己に担当の後、其依頼人死去する時は同人親族へ当会社より金額五百円相渡可申年齢二十五歳以下は其掛金これより増減あるべ

し爾余の詳悉下名へ御訊可被下也

横浜六十七番 ジョン、ウキルリアム、ホール⁽¹⁴⁾。

という内容の記事が掲載されている。これらの保険会社は東京だけではなく、地方へも進出したが、各地方の経済状況を考慮することなく、増額加入を求める場合もあったようであり、結局、外国の保険会社は定着しなかった（後述）。もっとも、すでに1873（明治6）年の時点で、これらの外国保険会社との間で、各種保険の取次、代理、紹介を行っていた「内外用達会社」のような会社が設立されていた。この会社の事業項目の中には生命保険が含まれていたが、実際に保険契約を結んだ人があったかどうかは定かでない⁽¹⁵⁾。

明治初期のわが国の経済状況は、周知のように、1876（明治9）年の国立銀行条例改正によって、国立銀行券の発行が急増し、さらに、殖産興業の資金や西南戦争の戦費を調達するために、不換紙幣が乱発された結果、インフレーションが起これ、物価が高騰した。このため財政改革の必要性を感じた政府は、官営工場の払下げや増税を行なうとともに、不換紙幣を整理・処分した。この政策転換は激しいデフレーションを引き起こし、物価が暴落する一方、企業の勃興とそれにとまなう企業資金の需要増をもたらした。

この不安定な経済状態の中で、誕生したのが「類似保険」であった。とくに1879（明治12）年から1883（明治16）年にかけて類似保険の設立が相次いだ。たとえば、生命保険関連では「縦積社」（明治12年設立）、「遺族保全会社」（明治13年設立）、「躰壽社」（設立年不明、明治13年に広告）、「共済壺銭社」（設立年不明、明治14年に広告）などであった⁽¹⁶⁾。類似保険のほとんどは相互救済を目的としていたが、給付額の僅少な「賦課式保険」を採り、掛金も生命表などの根拠資料に基づくものではなく、少数の発起人による小規模な事業であった。たとえば、共済壺銭社は入社金1円、毎月の掛金（5年間）1銭と定め、死亡の時に75円、火災の時に50円、疾病の時に25円を給付し、救済金支払の都度1銭を徴収した⁽¹⁷⁾。掛金と給付金額を抑えた庶民向けの類似保険が次々と設立されたが、これらは明らかに伝統的な頼母子講の

考え方を活かしながら、保険会社としての体裁を整えようとしたものであった。類似保険は、死亡のみならず、疾病・火災なども保障の対象とした。掛金と保険金はともに低く、医師の診査を要することなく、掛金は確率計算に基づくものではなかった。保険と称して、実際には単に資金獲得を目的に設立される場合もあったようである。結局、設立まもない類似保険は、生命保険会社というよりも賦課式共済組合といえるものであった。

類似保険は、当時の深刻な経済不安を少しでも和らげるという機能をもったものの、共済に関する規定が明確でなく、経済合理性に欠けていた。たとえば、1883（明治16）年5月の『朝野新聞』の論説によれば、政府は共済社条例を設けるべきであるとして、その条例において共済社員の資格制限（15歳ないし45歳に限定）、共済金の金額制限、共済事案の制限その他の監督規定を定めるべきであるとしている⁽¹⁸⁾。類似保険は庶民の救済という役割をある程度果たしたものの、経済変動の中でその限界が明らかとなり、乱立による競争激化と相まって、そのほとんどが消滅していった。したがって、その詳細については明らかでない。

このような動きがあった中で、生命保険会社の構想が具体化した。そのひとつが前述の若山の日東保生（明治13年設立）であった。若山は、「生命保険ハ素ト利惠ノ為ニ設クル所ニシテ、専ラ商業ノ為ニハ非ルナリ、此理ヲ解セハ則上文ノ疑惑ハ生セサルヘシ⁽¹⁹⁾」と語り、生命保険は慈善のためであって、決して営利を目的とする商業のためではないとしていた。若山は創立願書において、備荒儲蓄の必要から救貧法の利害得失を説き、生命保険の必要性とその効用について強調した。そして生命保険会社の形態として、財主分有会社（株式会社）、主客分担会社（混合会社）、互相共持会社（相互会社）の三種類をあげ、主客分担会社が最善であるとして、株式の募集を企図した。

若山は当時の実業家（安田善次郎、三野村利助ら）に協力を求めたが、協力は得られなかったため、相互会社に変更し、その基金について拝借金（2万円）をあてようと考え、政府に助力を求めた⁽²⁰⁾。創立願は東京府から内務省

へ回付され、さらに太政官で審議された。その結果、創立願に対して許可が出たものの、拝借金については却下された。却下理由は、相互会社は社員の負担で会社を維持すべきものであり、官金で補助すべきものではないということであった。そして政府は「株金を募る方可然様の模様も御挂り、官人の口気に相見へ候と申候」ということで、相互会社よりも株式会社の形態を採るように指示した。

東京府から日東保生の設立許可が出たので、1880（明治13）年11月に会社設立の新聞広告が出された。しかしながら、営業開始に至らず、翌1881（明治14）年6月に東京府へ解社願が提出された。解社の理由は、加入者募集の困難ということであった。これについて若山は「株金を募るの不便なることは幾重にも可弁⁽²¹⁾」と語り、結局、政府から基金の貸出しがなかった中で、株式募集によって事業を行なうことは困難であったと述懐している。しかし、生命保険会社としての設立には至らなかったものの、若山の発想には欧米の概念を参考にしつつ、伝統的な慈善（相互救済）を生かそうとする意識がみられた⁽²²⁾。

類似保険のなかで唯一残ったといえるのが、前述の研堂によって言及された「共済五百名社」であった。これは社員（保険契約者兼被保険者）を名称通りに500名に限定し、欠員はその都度補充するとされた。その資格は15歳ないし50歳の健常者とし、診査は行なわず、掛金は年齢に無関係で一律とし、まず2円ずつ出し合って発足し、恵与金（保険金のことで一律1,000円と定めた）支払いの都度、次の支払準備のために新たに2円を払い込んでおくという方法が採られた。また70歳の時点で、本人の希望により恵与金の半額500円を支払い、死亡のときに残額を支払うという養老保険的な方法が採られ、利息をつけて将来の掛金を前預りするという制度も導入された。

この共済五百名社は発足後、社員の高齢化によって賦課式の欠陥が明らかとなり、幾度かの規則の改正が行なわれた。しかし規則の改正では対応できないようになり、共済五百名社は1894（明治27）年に解散した。しかし、共

済五百名社はこれで無くなったわけではなく、正規の生命保険事業に切り替え、「共済生命保険合資会社」が新しく設立された。新会社は資本金 20 万円で発足し、出資者に対する配当は年 6% 以下とし、これを越える剰余金は保険加入者に分配する方式が採用された⁽²³⁾。これは安田が矢野恒太（1866-1951、日本生命の社医、以下は矢野）の相互主義の考えを採り入れた結果であった。矢野はその後、保険業法の起草に関係し、相互主義を生かして、「第一生命保険相互会社」（以下は第一生命）という相互会社を創立することになる（後述）。

類似保険のなかで共済五百名社だけが、生命保険会社への転換を遂げることができた。この大きな要因は、もともと社員を限定し、しかも富裕層のみに限ったからであった。社員を 500 名に限定した上に、掛金も高額であったので、庶民は入れなかった。共済五百名社も類似保険と同様の賦課式方法を採ったものの、富裕層に限定することによって、生命保険業として継続性ももたえた。設立趣旨は相互救済を謳っていたものの、それは庶民ではなく、富裕層を対象としたものであった。社員構成は職業ないし出身などから、五つに分類された。すなわち、①安田の一族および安田銀行・第三国立銀行の関係者、②官僚および軍人、③実業家および商工業者、④学者および文化人（旧幕臣を含む）、⑤政治家および地主、であった⁽²⁴⁾。これら社員間には、地縁・血縁関係はなく、共同体的な関係もまったくみられない。この点で相互救済を謳っているものの、伝統的なそれを意味するものではないので、相互救済の連続性は稀薄であった。

その一方で、類似保険の多くは近代的なシステムに転換できなかったものの、庶民による相互救済の精神を具現化するという特徴をもっていた。類似保険はこのような特徴をもっていたために、むしろ全国的な広がりを見せた。それは主に四つの地域で目立った⁽²⁵⁾。一つは福井県・石川県・富山県の北陸地方、二つは広島県・岡山県などの山陽地方、三つは長崎県などの九州地方、四つは宮城県などの東北地方であった。明治 30 年代には全国で類似保険は 300 以上あったといわれている。

一つ目の北陸地方は、全国的にみても生命保険の普及率が高い地域であった。⁽²⁶⁾真宗信徒の宗教講にみられる文化的基礎があったことが大きな影響を与えていた。たとえば、富山県では1898（明治31）年の時点で200余の類似保険の団体があった。仏教系の共済・護国・真宗信徒などの類似保険があった（後述）。とくに真宗信徒は宗教による各種の講を中心とした基盤が支えとなっていた。この点で日本の伝統的な保険意識は、宗教と密接な関連をもっていたといえる。石川県でも共済・真宗門徒・有隣・日宗・仁寿などの類似保険が存在した。

さらに、北陸地方では欧米の保険会社の進出という大きな特徴があった。おそらく、これも宗教講という文化的基盤の故に可能となったものであると考えられる。北陸に進出した主な保険会社は、アメリカのニューヨークとエクイタブル、カナダのサンとマニファクチュアラーズなどであった。宗教という文化的基盤以外にも、富山県は「中々保険が盛んで生命保険を始め、火災その他の保険に関する契約者も大分多くある様子で、北陸三県中殊に富山が一番多いということである。（中略）元来富山は昔から売薬の本場で、随分勘定には細かい所謂経済に上手なので、従って一般の貯蓄心も他国よりは一層よく発達しているため、保険なども自然盛んになっている。（中略）此辺は随分保険も盛んであつて生命保険など中々競争が劇しいように聞いている。外国保険では一番ニューヨーク生命が運動しているので、富山にきて中々よく活動している」（『保険銀行時報』、第423号、明治42年5月20日付）という特徴をもった。外国会社の勧誘方法は、日本の内国会社の契約を解約させ、その解約返戻金を初回の保険料に充当して、外国会社に加入させるという手段をとった。しかし、最高保険金額の相違や有利な条件を提示して乗換え募集をしたものの、健康状態が悪化すれば増額加入させるという方法がとられたために、結局、欧米の会社は定着しなかった。欧米の会社は生命保険を「貯蓄」あるいは「投資」として販売していたので、相互救済あるいは相互扶助⁽²⁷⁾という考え方を強調することがなかったからである。

二つ目の山陽地方の岡山県では1879(明治12)年に「一志社」「協力救貧院」、翌1880(明治13)年に「兼愛社」などの貧窮救済団体が設立された。これらは相互扶助の精神を生かした共済組織であったが、政治結社の色彩ももっていた。したがって、経済組織としての発展はなかった。三つ目の九州地方の長崎県は、不慮の災害に備えて、「凡事ヲ興シ挙ヲトリ不慮ノ疾病災害ヲ免ルル金銭ニヨラザルハナシ、然レハ人々健ヤカナル間ニ勉メテ儉約シ日々得ル所ノ金銭幾分ヲ剩シ蓄積増加シテ後年ノ幸福ヲ図リ、不慮ノ災ニ備エサル可カラス」(『西海新聞』、第997号、明治14年10月7日付)として7分利金禄公債1万円の利用を唱えていた。これは既存の類似保険という前提があったと同時に、「長崎交詢社」(福澤の提唱によって結成された実業家の社交クラブであり、慶應義塾の同窓会メンバーが中心であった)が活動した結果であった。明治生命の阿部(交詢社社員)がしばしば訪れて、交詢社の集会を利用して、明治生命の販路を拡大し、さらに類似保険を明治生命の代理店とする方法がとられた。

四つ目の東北地方の宮城県では、1880(明治13)年に共済五百名社に倣って、「東北共愛社」が設立された。⁽²⁸⁾ 本社は第七十七国立銀行内に置かれ、その創立趣旨には「死後ノ遺族ヲ扶助スル保険ニ着手セラレントス」と記され、社員は1,500人とし、年齢は15歳以上50歳以下で健康であれば、本籍や寄留を問わず、官民の別なく入社ができた。そして本社創立時の出資金として各人5円ずつ拠出し、合計2,500円を積金として、第七十七国立銀行に預け、年1割の利子をつけ、それを社長以下諸役員および小使給料その他の社中一切の雑貨にあて、利子の余分は積金に加えた。社員はあらかじめ恵贈金のための掛金として1円ずつを出し、合計500円を同銀行に預け、社員のなかの死亡者に対し証券と引換に、その遺族に500円を恵贈した。また、社員のなかで掛金の予備として若干の金銭を本社に委託しておく場合には、これに相当の利子をつけた。死亡者の遺族が富裕で、恵贈金の全額または若干の金額を辞退した場合、社中の積金として同銀行に預金し、その利子で社中の災厄を救

済する方法をとった。このように共済五百名社にかなり近い形態の保険会社が設立された。

東北共愛社は「未ダ吾国ニ於テハ人命保険会社ノ設立アルヲ聞カサレハ、火災海上保険ノ如キハ独り都下ニ行ハルヘクモ、其人命保険ノ如キニ至リテハ都鄙ヲ論セス之レヲ設立ヲ要セスンハアルヘカラサルナリ」(『陸羽日日新聞』、第 941 号、明治 13 年 7 月 15 日付) という趣旨から、比較的順調に事業が進展したようである。もともと、1881 (明治 14) 年に明治生命が創業したので、「宮城県第七十七国立銀行頭取、共愛社幹事首藤陸三両氏ヨリ依頼ニ付、宮城県下へ当社代理店ヲ設置スルコト⁽²⁹⁾」となった。第七十七国立銀行頭取の遠藤^{けいし}敬止 (1851-1904、以下は遠藤) は、東北共愛社の社長を兼ねていたこともあり、明治生命の阿部は遠藤の要請を受けて、翌 1882 (明治 15) 年に東北共愛社を明治生命の代理店とした。

以上のように類似保険は地方で展開をみせていたが、中央において日本最初の欧米流の生命保険会社が誕生する。それが前述の明治生命であった。その設立のきっかけは、1879 (明治 12) 年に三菱社員^{のぶきち}の忘年会の席上、福澤門下の莊田平五郎 (1847-1922、以下は莊田) と小泉信吉 (1853-1894、第二代慶應義塾塾長) が出会ったことであった。その際に、偶然、生命保険の話となり、会社設立の計画が具体化したとされている⁽³⁰⁾。翌 1880 (明治 13) 年に莊田は、同門の小幡篤次郎 (1842-1905、第三代慶應義塾塾長) の協力で生命保険会社創起見込書を作成し、それを慶應義塾の同窓に配布し、その趣旨に関して多数の賛同者を得た。そして会社設立に関する業務を担当できる人材を求め、文部省に勤務していた阿部 (慶應義塾の同窓) に、その業務を委託した。阿部は文部省を辞め、物集^{もずめ}女清久 (1845-1913、当時は太政官統計局に勤務) とともに、会社設立の業務にあたった。二人は会社定款の作成、申込手続、イギリス 17 社の生命表による保険料の算定に関する調査など、開業に必要な作業⁽³¹⁾に着手した。

この業務に携わっている過程で、会社名を「有限明治生命保険会社」と決

定し、1881（明治14）年に設立願書が松田道之（1839-1882）東京府知事に提出された。これに対して東京府知事から指令が出され、次に発起人の阿部の名義で、東京府知事に開業届が提出された。そして株主総会が開催され、取締役会の互選によって阿部が頭取に選任された。会社は株式会社組織で、資本金は10万円とされた。阿部は回顧録のなかで、

当時余等の考ふる所によれば、生命保険会社は資本金を要せざるものなれど、未だ保険の何なるかを解せざる世人は、其無資本なるを見て、却って危惧の念に駆らるることなきやを保せざるより、即ち株金拾万円を募集して資本金に充てたり、是より先き同志の此会社を起さんとするや、其目的相互救済にありて、利益の如きは殆ど眼中に置かず、唯株金に対する配当金は公債を買収し置き其利子を以てすべく予期したる程にして、愈開業の暁に至りても取締役、監査役、診察医等皆無給を以て其任に服したるに見るも、其一斑を窮知するに足らん。⁽³²⁾

と語っている。設立目的は利益ではなく、相互救済であったと強調する。そして同じ相互会社をめざしながら、日東保生とは異なり、明治生命は相互救済の理念のもとに、株式会社として出発した（19世紀半ばの欧米の生命保険は相互会社として拡大した）。もっとも、当時の生命保険に対する人びとの意識が低いことには苦心したようである。このために募集勧誘にあたっては、生命保険の仕組みを最初から、ていねいに説明しなければならなかったようである。

明治生命が設立されると、福澤をはじめ加入者は多く、1881（明治14）年の開業1ヶ月の間に、加入者は291人、契約保険金額は20万4700円となった。当初の加入者の大部分は福澤の門下生あるいはその関係者であった⁽³³⁾。つまり日本最初の生命保険会社は、福澤の後押しによって成立したといえる。3年後の1884（明治17）年には、契約者数は2,416人にのぼり、保有契約高は118万6,800円になった。この拡大には、前述の長崎県の場合と同様に、1880（明治13）年に福澤と門下生らによって設立された「交詢社」という結社組

織が大きな役割を果たした。明治生命と交詢社という二つの組織は、相互に交錯することによって組織を拡大していった⁽³⁴⁾。これとは対照的に、日東保生は有力な後援者もなく、資金難のために解散せざるをえなかった。

松方デフレの影響で1882（明治15）年頃から不況が深刻化し、さらに1882（明治15）年と1886（明治19）年にはコレラの流行もあって、明治生命の業績は目立つものではなかったものの、業績は順調に伸びていった⁽³⁵⁾。業績の伸長があったのは、収支計算において1886（明治19）年のコレラによる支払保険金の増加に充当するため、財産益約5,000円を計上したほか、創業後の約10年間は財産売却評価益を計上していなかったからである。さらに、外国の生命表を使用したので、予定利率を年4分と、当時の金利水準からみて低い利率とし、大きな利差益を獲得できたからである。明治生命が採用したこの予定利率年4分は、後発会社によってそのまま踏襲され、一部の生命保険会社および短い期間を除いて、わが国の生命保険会社の一般利率となった。生命保険会社の資産運用利回りは、明治期以来ほぼ6分ないし8分を確保したので、膨大な利差益の存在は日本の生命保険業の特徴のひとつとなった。1880年代に業績を伸ばした明治生命は、1893（明治26）年に社名を「明治生命保険株式会社」と改めた。それまで頭取以外の役員は無報酬であったが、取締役や役員に給与が支払われるようになった。

明治生命の設立時には、東本願寺の執行職にあった渥美契縁^{かいえん}（1840-1906、以下は渥美）が発起人に名を連ねた⁽³⁷⁾。渥美がなぜ発起人に加わっていたのかわからないものの、前述の北陸地方でみられたように、東西両本願寺が類似保険に関連する制度を立ち上げ、孤児・寡婦に対する救済も実行していたことから考えて、保険による相互救済に関心をもっていたことは推測できる。また、渥美は福澤と親交があり、福澤から支援の要請があったとも考えられる。もっとも、渥美は発起人に名を連ねたものの、信徒の加入をめぐる意見の対立によって、明治生命を脱退した⁽³⁸⁾。渥美は検診によって信徒が加入拒絶にあつてしまうのを嫌い、検診の廃止を要求したからであった。

明治生命が日本最初の生命保険会社となったが、その少し後に、明治生命のような「真正保険」と、それまで存在した「類似保険」の違いが『保険時報』誌上で説明された。真正保険と類似保険との違いは、次の要件を具備しているかどうかであった（『保険時報』、第 25 号、明治 32 年 9 月 28 日付）。要件は内部と外部に分かれ、内部要件は六つあり、①死亡表の存在、②予定利率の確定、③純保険料の確定、④付加保険料の確定、⑤責任準備金の存在、⑥危険準備金の存在、であった。一方、外部要件は五つあり、①確定保険料、②定期保険金、③保険料と保険金とは常に一定の関係を保持、④保険料と保険金の授受は常に別の時、⑤保険料は被保険者の年齢と体況で異なる、であった。以上の要件のうち一つでも欠ければ、真正保険とはいえず、類似保険であると説明された。すなわち、この時点で生命保険は、慈善という非市場性や相互救済という理念の問題が問われるのではなく、保険料や保険金などに関する経済合理性の有無が問われるものとされた。もともと、真正保険と類似保険は設立年代が重なるので、類似保険が淘汰されて、真正保険が誕生するという脈絡をたどるわけではなかった。両者は重層的に存在していた。これは金融機関が全国的に整備された段階においても、なお頼母子講などが広範に存在していたことと同様であった。⁽³⁹⁾

3 生命保険会社の定着

明治生命の開業後、しばらくの間、生命保険会社の創業はなかった。前述のように、欧米の保険会社の進出があり、営業が行なわれていたものの、その営業範囲は狭かった。結局、1888（明治 21）年の「帝国生命保険会社」（朝日生命の前身、以下は帝国生命）の開業、翌 1889（明治 22）年の「日本生命保険会社」（以下は日本生命）の開業までまたなければならなかった。しかしながら、個人保険市場で新契約が増加に転じたのは、銀本位制による貨幣制度確立直後の 1886（明治 19）年頃からであった。帝国生命や日本生命の開業はこの動きにしたがったものであり、この時期から保険契約をめぐって市場

競争が始まった⁽⁴⁰⁾。

わが国で明治生命に続き、二番目に開業した帝国生命は、1886（明治 19）年に海軍主計であった加唐為重^{かからためしげ}（1855-1892、以下は加唐）を中心に、同僚の飯村知と千早正次郎らによって設立が図られた⁽⁴¹⁾。加唐ら 3 人は海軍を辞職し、生命保険会社の設立を計画した。しかし紆余曲折を経て、結局、加唐だけが残り、加唐の義兄であった高橋為政を通じて、実業家の福原有信（1848-1924、資生堂の創業者、以下は福原⁽⁴²⁾）に接触した。さらに、海軍軍医総監の高木兼寛（1849-1920、以下は高木）の賛同を得て、福原と高木の二人は生命保険会社の計画に参加した⁽⁴³⁾。1887（明治 20）年に加唐や福原らは、社名を「帝国生命保険会社」とし、資本金 30 万円の会社設立を決め、設立趣意書や会社定款などの起草にとりかかった。そして同年 12 月に、会社設立願書および定款、保険規則などが、高崎五六（1836-1896）東京府知事に提出された。

こうして設立認可を得て、1888（明治 21）年に会社の創立総会が開催された。帝国生命は株式募集依頼状のなかで、「該業務ノ儀ハ一部一地方の人ニ偏セズ、アマネク一般ヲ相手取り業務相営候儀ニ付、二、三大株主の手ニ所持致サズ、成ルベクナレバ株数モ多数ニ分チ度キ精神ニ付」と記した。つまり、株式の公募にあたって多数株主義を採用した。帝国生命は 1 株の額面を 50 円（明治生命は 100 円）とし、資本金総額を 30 万円（明治生命は 10 万円）とした。多数株主義の方針を採ったので、帝国生命では大株主は存在せず、株式総数 6,000 株のうち、200 株を上限として、30 株以上の株主は 47 名であり、残りの 181 名は 30 株未満の小口株主という構成であった⁽⁴⁴⁾。株主の職業は、医師や薬品化粧品関係者が多く、著名な医師も入っていた。帝国生命は明治生命の実績をもとに予算計画を立て、株主配当は年 8 分を予定した⁽⁴⁵⁾。初年度（明治 21 年）の開業 10 ヶ月は保険金額 50 万 900 円、2 年度（明治 22 年）は 99 万 600 円であった。明治生命の同期保険金額はそれぞれ 69 万円、117 万円であったので、帝国生命は募集活動に力を入れていたことがわかる⁽⁴⁶⁾。とくに代理店の活用、嘱託医制度の採用などを通じて積極的な営業を行なった。なお、創

立者の加唐は1892(明治25)年に急死するので、その後は資生堂の経営にあたった福原が社長に就任し、長らく同社の経営にあたった。

帝国生命に続いて、1889(明治22)年に大阪で「有限責任日本生命保険会社」が開業した。1891(明治24)年から名称は「日本生命保険株式会社」となった。日本生命の創業者は、滋賀県人の^{ひろせすけさぶろう}弘世助三郎(1843-1913、以下は弘世)であった。弘世の実家は紙商で、典型的な近江商人のひとりであった。1879(明治12)年の養父の逝去をきっかけに、家業を廃して、同年、彦根に第百三十三国立銀行を起し、1885(明治18)年に同銀行の頭取に就任し、実業家としての歩みを始めた。

当時の彦根の多賀社には「多賀講」があったが、弘世はかねてより多賀教会講社規約の「社中非常ノ凶災ニ備へ、互ニ貧困ヲ相救ヒ相助ケヘシ」という相互扶助の考え方に関心をもっていた。また「交援社」という1882(明治15)～1883(明治16)年頃に結成された「彦根に中島宗遠と言ふ医師を中心として(中略)人命に対する保険制度」の存在に早くから注目していた。弘世は実際にこの類似保険に丁種社員として加わっていたこともあった。⁽⁴⁷⁾弘世は多賀講と交援社という類似保険の影響を受けて、1886(明治19)年に多賀寿生命保険会社の設立を思い立った。しかし、実現には至らなかった。もっとも、会社構想に至った根拠は定かではないとされているが、「明治21年の暮、福井の監獄所長をしていた森八男は、たまたま帝国生命の社員滝原建美から保険の仕組や会社の組織などを聞かされ、それを彦根に帰省したとき、弘世助三郎に話し、関西地方にも生命保険会社が必要であることを力説した」という背景があった。⁽⁴⁸⁾この話に触発されて、弘世は生命保険会社の創設に乗り出したようである。これ以降、弘世は銀行・保険などを含む金融機関の経営に携わった。

生命保険会社の設立が具体的に動き出したのは、滋賀県知事の中井弘(1839-1894)の仲介で、弘世が同県警察部長の^{かたおかなおはる}片岡直温(1859-1934、後に大蔵大臣、以下は片岡)と出会ったことであった。日本生命の設立には、11代鴻池善右

衛門（1865-1931、以下は鴻池）らの関西財界の有力者が協力し、この関係で初代社長には鴻池、副社長には片岡が就任した⁽⁴⁹⁾。会社設立願書には、大阪府・京都府・滋賀県の財界有力者 62 人が発起人として加わった。日本生命の特徴は、保険料計算の基礎死亡表として、日本人の死亡率に基づいて作成された「藤沢氏第二表」を採用した（明治生命と帝国生命は英国十七会社表を採用）ことであり、開業当初から利益配当付保険（利益を加入者に分配）を強く打ち出したことであつた⁽⁵⁰⁾。そして設立趣意書の発表と同時に、日本生命は株式の募集に着手した。資本金は 30 万円とし、一株 25 円の小額で広く株主を募集した。

死亡表を作成した藤沢利喜太郎（1861-1933、以下は藤沢）は、日本生命の営業活動に大きな影響を与えた。藤沢は 1889（明治 22）年に著書『生命保険論』を刊行して、日本初となる日本人死亡表の「藤沢氏第一表」を発表した。藤沢は著書で「本邦の如き生命保険業の未幼稚なる国に於ては、保険掛金は寧ろ高きに過ぐるも低きに失せざる様に定め置き、其後実際余剰を見たるときに、之を被保人に割り戻すを万全の策とす⁽⁵¹⁾」と論じ、日本では生命保険業は未発達であるので、掛金を高くすべきではないとしていた。そして生命保険会社の組織形態は、共済生命保険会社（相互会社）、株式生命保険会社（一名営業的生命保険会社）、混合生命保険会社の三種類に分かれるとして、とくに混合生命保険会社が日本の現状に適合的であるとしていた。混合生命保険会社とは、相互会社と株式会社を混合した組織であり、株主に対して相当の利益を配当し、残る利益を被保険人に割り戻すものであつた⁽⁵²⁾。

明治生命・帝国生命・日本生命以外にも、明治 20 年代には生命保険会社が設立された。たとえば、1889（明治 22）年に「大日本生命保険会社」が設立された。この会社は約 10 年間営業を続けたが、業績を伸ばすことができず、1902（明治 35）年に「大阪生命保険会社」に保有契約を移転した。1890 年代に入って生命保険会社の新設計画が急増し、とくに 1892（明治 25）年から 1893（明治 26）年にかけての時期が急増した。当時は鉄道業を中心とする起

業熱の高まりがあり、生命保険会社の急増も、この動向に影響を受けたものであった⁽⁵³⁾。明治生命・帝国生命・日本生命の三社の事業が順調であったことも、設立計画の増加に拍車をかけた。

1893（明治26）年に営業を開始した会社は8社あり、これらの多くは「簡易生命保険」（低所得者を対象に、保険金額が少なく、保険料の払込は分割払いで集金制の保険）を目的にした会社であった。翌1894（明治27）年に営業を開始した会社は12社あり、宗教団体を背景とする生命保険会社の設立が目立った⁽⁵⁴⁾。具体的には、

1893（明治26）年：健養生命（後に日本共立保険）、職工生命（後に万世）、日本労働保険（後に商工保険、中央保険、酒家保険および酒家生命）、漁民生命（後に海員および海国）、名古屋生命（後に太陽）、内国生命病災保険（後に内国保険および内国生命）、東洋保険、大阪簡易生命（後に大東）

1894（明治27）年：国民生命（後に共同）、共済生命（共済五百名社の改組会社、後に安田）、仏教生命、北陸生命、相互生命（後に日本相互、日本共立および前川）、有隣生命（後に高倉藤平へ経営支配権異動）、明教生命、競盛生命（後に御嶽生存および内外生存）、仁寿生命、倭生命、大阪病傷保険（後に大阪生命病傷および大阪生命）、京都生命（後に博愛）

といった会社が設立された。

しかし、これらの生命保険会社は、明治生命・帝国生命・日本生命のような継続性をもったとは言い難い。当時の新聞によれば、この生命保険会社の動向について「保険会の設立俄かに増加の勢あり、是れ一は保険の業たる何人と雖ども容易に従事し得べき事業たるを以てなり、二は当初資金の払込を要すること他の事業に比し極めて少額なるを以てなり、而して三には銀行紳商等が保険会社を設立したる結果により被保険者より領収する掛金を一手に蒐集して之を他に利用せんと欲するに因らずんばならず」と報じた⁽⁵⁵⁾。比較的

容易に生命保険業が開業できるようになり、会社が急増したとしている。

これらの生命保険会社には、上記のように「簡易生命保険」を扱う会社があった。健養生命、職工生命、大阪簡易生命、倭生命などであった。⁽⁵⁶⁾たとえば、健養生命の場合、規則第一条において「当会社営業の目的は、主として中等以下の生計を為す多数同胞の生命保険、及び生活上に於ける不慮の危険を保険し、以て眷族凍餒一家離散するの憂なからしむるにありとす」と謳って、中層以下の人びとを対象とすることが明記された。⁽⁵⁷⁾その保険金額は一般保険会社に比べて低く、長期養老保険の保険金額を100円（当時の明治生命の1件平均は330円）とし、保険料の払込は月掛であった。

しかし、少額保険には経営上無理があり、多くは簡易保険をやめて普通保険に移行、あるいは合併または解散によって消滅した。その後、1902（明治35）年に「徴兵保険株式会社」が簡易生命保険の免許の申請を行ない、「真宗信徒生命」も簡易保険を計画したが、いずれも免許が得られなかった（宗教団体を背景とする生命保険会社については後述）。明治生命・帝国生命・日本生命は、いずれも簡易保険について取り扱おうとする姿勢はみられなかった。結局、業界関係者は、少額保険は経営上不利であると認識したうえで、少額保険を普通保険と区別し、特別の組織をもって経営する必要があると考えたようであった。⁽⁵⁸⁾

4 保険業法と相互会社の設立

明治生命・帝国生命・日本生命の三社が順調に業績を伸ばすと、生命保険事業が投資の対象とみなされるようになった。その一方で、保険業を取り締まる法規制が未だ整備されていなかったため、前述のように1893（明治26）年から1897（明治30）年にかけても、類似保険が乱立する状態であった。1895（明治28）年から1900（明治33）年にかけて、以下のような会社が設立された。⁽⁵⁹⁾

1895（明治28）年：山陰生命（後に東亜）、真宗信徒生命（後に野村財

閩へ経営支配権異動)、九州生命、真宗生命 (後に朝日と改め護国、北海と合併後に大同)

1896 (明治 29) 年: 中央生命 (後に六条)、護国生命 (大同に合併)、日本共同生命 (後に浪花さらに日本共同保険)、水難生命、日本教育保険 (後に日本教育生命)、日宗生命

1897 (明治 30) 年: 愛国生命、日本生存保険、禪徒生命 (後に任意解散)、日宗生命 (後に解散)

1898 (明治 31) 年: 北海生命 (大同に合併)、帝国徴兵保険、徴兵保険 (後に第一徴兵)、皇国生命、山口徴兵保険、東北共和生命 (後に東北)

1899 (明治 32) 年: 東京生命、六条生命 (後に任意解散)

1900 (明治 33) 年: 共慶生命 (後に東洋)、上越生命 (後に日東)、大日本兵役保険

といった会社が設立された。

1893 (明治 26) 年から 1900 (明治 33) 年までの間に設立された生命保険会社の多くは、経営基盤が弱く、営業不振に陥るか、主務官庁である農商務省の営業停止処分によって解散に追い込まれた。昭和初期まで営業を続けたのは、名古屋 (太陽)、有隣 (後に明治生命に合併)、共済 (安田)、仁寿 (後に野村生命に合併)、共同 (後に解散)、相互 (日本共立、前川、後に帝国生命に合併)、真宗 (真宗信徒、共保、野村)、大同 (朝日、護国、北海の三社合併)、日本教育 (後に大正生命に包括移転)、愛国 (後に日本生命に包括移転)、徴兵 (第一徴兵)、共慶 (東洋、後に帝国生命に包括移転) であった。

明治 20 年代後半から 30 年代初頭にかけて、日本の生命保険業界において、世界でも珍しい特筆すべき特徴がみられた。それは各宗教団体によって、あるいは宗教団体を背景とする生命保険会社が続々と設立されたことであった。⁽⁶⁰⁾ 宗教団体を背景にすることは、むしろ「死」を扱う生命保険業にとって有利なことであった。たとえば、仏教系ではない日本生命では 1891 (明治 24) 年頃、保険思想の定着をねらって、精神的なつながりがあるとして、宗教を手

段として利用していた。1894（明治27）年に「仏教生命保険株式会社」（明治43年に任意解散）が設立されて以来、1900（明治33）年に「共慶生命保険株式会社」（昭和11年に帝国生命に保険契約を包括移転・解散）が設立されるまで、約10社が営業を始めた。もっとも、この多くは短期間で解散に追い込まれるか、あるいは経営支配権を他の会社に移転してしまった⁽⁶¹⁾。

たとえば、「真宗信徒生命保険会社」の場合は、キリスト教対策として慈善事業費を調達することを目的に1895（明治28）年に設立された⁽⁶²⁾。幕末・維新期からキリスト教に対する危機感を醸成していた本願寺教団が、外国人の内地雑居を目前に控え、キリスト教対策の慈善事業費を調達することを目的に会社を設立した。本願寺は慈善事業をキリスト教の勢力拡大に対する防止策と位置付けていた。もちろん、本願寺は会社設立以前から慈善事業を行っていたが、それは被災門信徒などに対する一時的な事業であり、組織的ないし継続的なものではなかった。しかしながら、組織的で継続的な慈善事業であっても、教団が営利事業に関与することには、教団内外から批判があった。そこで、本願寺は門信徒（地方の名望家）が経営する会社として設立し、本願寺はそれを全面的に協力支援するという形態をとった⁽⁶³⁾。

一方、1893（明治26）年から1895（明治28）年まで、全国的に類似保険が数多く開業し、中四国地方や九州地方では約300社あったとされている。1899（明治32）年の時点で、設立が官報に掲載された類似保険は8月中で37社、9月中で42社、10月中で73社、11月中で11社あった⁽⁶⁴⁾。生命保険会社の新たな開業と類似保険事業の活発化にともない、競争激化による会社の倒産・合併が相次ぎ、この結果、生命保険業界に対する信頼が揺らいだ。生命保険業に対する非難の高まりを受けて、1899（明治32）年に新商法によって保険契約の基本事項が定められ、1900（明治33）年に保険事業の監督法である「保険業法」が制定された。この保険業法はドイツの保険監督法に範をとったもので、基本は実体的監督主義により、責任準備金の積立やその他について厳格な規定を設け、また、会社の組織としては株式会社のほかに相互会社

を加え、相互会社についても詳細な規定を設けたものであった。⁽⁶⁵⁾さらに、1900（明治33）年には勅令「外国保険会社に関する件」が施行され、欧米の生命保険会社も日本で営業する場合は、政府の免許が必要となった。

保険業法によって、保険契約についても厳密化された。それまで通例、保険証券に保険契約の内容が記載されず、いわゆる保険規則を加入者に配布しているにすぎなかった。この保険規則は、契約締結に至る手続き、あるいは当事者間の権利義務に関する条項を示し、また会社の内容などを記載したものであり、むしろ会社の営業案内に近いものであった。これに対して保険業法では、普通保険約款に掲げるべき事項が規定され、さらに保険約款は保険証券にその全文を記載するか、別紙として保険証券に添付することが明示された。これによって生命保険契約の基本的事項が明確に規定された。さらに生命保険会社の間で、1900（明治33）年に模範普通保険約款が作成され、約款が統一されることによって同業者間の利害が同一になり、事業の利便性もたらされた。その後の日本の保険約款の基本型は、このときに決まったものである。⁽⁶⁶⁾

政府の監督による免許主義の下での自由競争になり、公示義務が定められると、生命保険業の経営は統一的な指針をもつ「健全化」の方向にむかった。しかし、保険業法の施行によって、類似保険が生き残れなかったというわけではない。それどころか、類似保険の位置付けをめぐる議論があった。たとえば、類似保険の対処について、大審院と農商務省の対立が生じた。この対立は裁判上の訴訟がきっかけであった。訴訟は仙台市の「産児保護合資会社」に関する案件であった。この会社は政府の許可なしで保険事業を営んでいるとし、仙台地裁は営業禁止を命じた。同社はこれを不当として、宮城控訴院に抗告した。宮城控訴院は、当該会社は商法施行法に該当せず、保険業ではないという判決を下し、仙台地裁の営業禁止命令を取り消した。そこで仙台地裁の抗告人は、大審院に抗告した。大審院は当該会社の定款と営業規則を検討した結果、保険業と認められないと判断した。結局、抗告棄却となり、

営業禁止命令は取り消しとなった。⁽⁶⁷⁾

こうして大審院では類似保険は保険事業ではないとされたので、保険業法の対象外となった。これに対して農商務省は、保険業法によって類似保険を取り締まることができないとして、大審院の判決に反発した。大審院の判決の要点は、以下の5点であった（『保険時報』、第66号、明治33年12月5日）。

- (1) 掛金と保護金との差額を利得するだけの業は保険ではない。
- (2) 商法の生命保険の解釈に「生死」とあるのは、「生まれる」という意味はない。
- (3) 胎児は保険契約の当事者または第三者ではない。
- (4) 損害保険とすれば、リスクが金銭に見積れる。
- (5) 生命保険でも損害保険でもないから保険ではない。

これに農商務省は反論した。(1)については保険業であるとした。この場合の保護金は後払い保険料のことであり、掛金と保護金とを区別するのは意味がないという理由であった。(2)と(3)については、日本語ではそのように解釈できるが、英仏独の事例をあげて反論した。英仏独の生命保険は生存、死亡、結婚、出産、疾病、怪我、廢疾、徴兵など、すべてにわたって対象にしているので、限定的なものではないという主張であった。(5)についても、欧米の例をあげて反論した。すなわち、欧米では商法（私法）には海上保険のみ規定があり、保険取締法（公法）の保険監督の項目に生命、火災、出産が含まれ、取締りの対象となっている。したがって、私法に規定がないから保険でないという論理は成り立たないとした。⁽⁶⁸⁾

つまり、類似保険をめぐる大審院と農商務省の見解の違いは、保険の適用範囲をめぐる違いであった。大審院は、生命保険をめぐる類似保険を排除しようとする「狭義の定義」にこだわる見解であった。これに対して、農商務省は欧米諸国にみられるさまざまな保険を取り込もうとする「広義の定義」という見解であった。いずれにしても、類似保険を保険事業として認めるかどうかは、その取締りや規制と関わる。大審院の見解にしたがえば、経済合

理性に欠ける類似保険を取り締まることができない。1,000 以上もあったとされる類似保険合資会社は、保険業法の適用外ということで、類似保険は存続の可能性をもった。一方、保険業法を立案施行した農商務省は、類似保険を取締りの対象としたので、類似保険に存続の可能性はなかった。そこで、保険事業とみなされなかった類似保険は乱立することになり、その一方で、農商務省によって類似保険の取締りが強化された。

類似保険をめぐる混乱が続く中で、保険業法の制定によって「相互会社」の設立が可能になった。そこで 1902 (明治 35) 年にわが国初の相互会社である「第一生命保険相互会社」が誕生した。第一生命の創立者である矢野は「非射利主義生命保険会社の設立を望む」というパンフレットを作成し、そのなかで「相互会社は、生命保険の需要を有せるものが相乗りて作為せる一個の団体にして、各社員は一個人としては此会社の被保険者即需要者となり、団体としては各社員の保険者即供給者となるものなり」と記し、相互会社について説明した。矢野はドイツの相互会社の事情を詳しく紹介し、株式会社と相互会社との比較を通して、保険事業の企業形態として相互会社が優れていることを強調した⁽⁶⁹⁾。前述のように、矢野は第一生命を設立する以前の 1894 (明治 27) 年において、共済五百名社が生命保険会社に改組される際に、安田の要請に応じて参画した⁽⁷⁰⁾。当時まだ相互会社が法律上認められていなかったが、矢野は相互主義を強調して、利益配当付保険契約を原則とし、出資者への配当を 6 分以下に制限するように説いた⁽⁷¹⁾。

第一生命は相互会社であるので、もちろん剰余金は定款に定める留保分を除き、社員 (保険契約者) への配当分となった。それ以外にも第一生命は既存の会社とは異なる特徴をもった。すなわち、死亡表を新たに作成した「矢野氏第二表」を採用したこと、予定利率を年 3 分 5 厘としたこと、代理店を置かず募集・集金は代理店に依存しなかったこと、小口契約をとらないことなどであった。さらに保険の種類についても、養老保険のみで、85 歳満期をもって終身保険に代替するという方法が採られた。これらの新しい方法を採るこ

とができたのは、募集対象を、たとえ都市部の商工業者や中上層の俸給生活者などにしぼったとしても、経営は成り立つという見通しがあったためである。⁽⁷²⁾ 第一生命は1906（明治39）年10月に第1回の社員配当を行なった。このときは年払保険料の3分を配当し、1916（大正5）年まで毎年3分の累加配当を継続し、その後、さらに配当金の増額を行なった。第一生命の社員配当は、株式会社形態をとる生命保険会社の保険契約者配当に大きな影響を与えた。

第一生命に続き、1904（明治37）年には「千代田生命保険相互会社」（以下は千代田生命）が開業した。この会社は慶應義塾出身の門野幾之進^{かどのいくのしん}（1856-1938）らによって設立された。第一生命がドイツの相互会社を範としたのに対し、千代田生命はアメリカの相互会社を範とした。千代田生命は慶應義塾を背景にしたこともあって、第一生命とは異なり、代理店制度を積極的に採用した。

明治30年代における生命保険業の特徴として、相互会社の設立だけでなく、「徴兵保険」が始まったことがあげられる。徴兵制は1873（明治6）年に開始されたが、1877（明治10）年の西南戦争の勃発と、1889（明治22）年の大改正を経て定着していった。⁽⁷³⁾ 徴兵検査の結果による入営の可否は、該当者の経済的な損得をもたらした。各地では兵役保険という類似保険があり、義済金の名目で若干の給付を行なう保険もあった。1895（明治28）年に滋賀県人の成田文吉（以下は成田）は、入営者の経済的な困難を保険によって解決することを思いつき、保険学の粟津清亮^{あわつきよすけ}（1871-1959、東邦火災取締役、日本傷害火災海上社長、以下は粟津）に相談した。⁽⁷⁴⁾ 粟津は兵役保険などの実情も検討して、徴兵率と生存率とを組み合わせで徴兵保険を設計した。

成田は保険事業に関係をもっていた岡田治衛武（以下は岡田）を社長にして、1896（明治29）年に徴兵保険株式会社（以下は徴兵保険）の設立計画を立てたが、資金難のため実現できなかった。⁽⁷⁵⁾ しかし1898（明治31）年になって会社設立に至り、営業を開始した。徴兵保険の内容については、被保険者の加

入年齢は1歳から15歳、保険金は最高3,000円最低100円とした。保険料計算の基礎として、死亡表は「ファール氏第三表」(男子表)、予定利率は年4分5厘、入営率は100分の10とし、付加保険料は一時払いで純保険料の8%、年払い甲種で同25%であった。営業保険料は甲種毎年払いで1歳加入が保険金100円につき1.40円で、3歳、5歳、10歳、15歳加入はそれぞれ1.76円、2.26円、4.90円、13.08円であった。

その後、徴兵保険は経営状態が悪化し、1904(明治37)年に社長が岡田から小沢武雄(1844-1926)陸軍中將へ交代し、さらに1909(明治42)年には福岡県の実業家太田清蔵(1863-1946)が経営を引き継いだ。同時期に、徴兵保険以外にも徴兵保険会社が設立されるが、業績不振で破綻し、日露戦争時に営業していたのは徴兵保険1社だけであった。しかし日露戦争をきっかけにして、保険の必要性が認識されるようになり、徴兵保険会社が増加した。徴兵保険会社の流れを継ぐ現存の保険会社は、富国徴兵保険(現富国生命)、第一徴兵保険(旧東邦生命、AIGエジソン生命保険に継承)、第百徴兵保険(旧第百生命、マニユライフ生命に継承)、日本徴兵保険(旧大和生命)などである。徴兵保険は、養老保険の一種で子供が小さいうちに加入しておく、その子供が徴兵のときに保険金が給付されるものである。戦前までは養老保険などの貯蓄性の高い商品がその主流であった。親子や兄弟・親類が同居・隣接するなどの家族構成や、地縁・社縁・血縁で支え合う機能が十分に機能しており、本来の生命保険に求められる遺族の生活を補償する役割があまりなかったからである。

徴兵保険会社の設立と同時期には、乱立気味であった生命保険会社の合同(合併)が行なわれた。その事例は二つあり、一つは1902(明治35)年の「大同生命保険株式会社」の設立であった。同社は朝日生命(明治28年設立)、護国生命(明治29年設立)、北海生命(明治31年設立)の三社が合同して設立された会社であった。もう一つは大阪生命保険会社(以下は大阪生命)による大規模な合併であった。もともと大阪保険会社(後の大阪海上火災)の

岡部広（以下は岡部）らが生命保険事業に乗り出し、明教生命保険会社（生命保険と火災保険を兼営する仏教系保険会社）の事実上の合併、次いで1901（明治34）年に大阪生命の経営を握り、そこを母体として生命保険事業の拡大を図った。結局、その事業の拡大の一環として、明教生命、大東生命（明治26年設立）、萬世生命（明治26年設立）、海国生命（明治26年設立）、酒家生命（明治26年設立）、大日本生命（明治22年設立）、禪徒生命（明治30年設立）、日本共同生命（明治29年設立）の生命保険会社8社の大阪生命への合同が行なわれた。⁽⁷⁶⁾

大阪生命は九州生命（明治28年設立）と北陸生命（明治27年設立）の2社についても合併しようとしたが、監督当局によって経営の不安定な状態を指摘され、この合併は行なわれなかった。さらに、1903（明治36）年に監督官庁の検査によって、会社資産の不足と不正行為が摘発され、整理命令を受け、告発状が出される事態となった。しかし岡部はなおも拡大路線をとり続け、真宗信徒生命の併呑計画を進めたが、1905（明治38）年1月に監督官庁から業務停止命令を受けた。同時に大阪地方裁判所に解散の請求が出され、同年2月に解散命令が下った。⁽⁷⁷⁾

また、保険業法の制定時に、欧米の生命保険会社にも動きがあった。前述のように1900（明治33）年の保険業法の制定直後に勅令「外国保険会社に関する件」が施行されたので、欧米の生命保険会社が本格的に日本で営業を始めた。1901（明治34）年にエクイタブル（アメリカ）、スタンダード（イギリス）、サン（カナダ）、マニユファクチュラーズ（カナダ）、1902（明治35）年にニューヨークとミューチュアル（アメリカ）、そして1911（明治44）年にチャイナ・ミューチュアル（イギリス系）が進出した。政府は国内の生命保険会社を保護するために、1903（明治36）年に欧米の生命保険会社に対して、10万円または責任準備金相当額のうちで、大きい金額のほうを供託するよう命じた。これに対して欧米の生命保険会社は反発し、結局、責任準備金相当額を取り止めて、10万円から15万円に変更され、翌1904（明治37）年に各

会社は供託を完了した。しかしスタンダードとミューチュアルの2社は、この時に日本から撤退した。

1901（明治34）～1902（明治35）年に日本に進出した欧米の生命保険会社は、主に養老保険を販売し、顧客を獲得した。当時、わが国では終身保険と養老保険の比率が伯仲している時期であったが、死亡保障である終身保険と異なり、貯蓄（投資）の色彩が濃い養老保険を欧米の生命保険会社は販売した。⁽⁷⁸⁾ 欧米会社の新契約は国内会社比率（年平均）で、1904（明治37）～1906（明治39）年度が件数2.2%、金額11.3%、1907（明治40）～1911（明治44）年度が件数1.2%、金額6.4%、1912（大正元）～1926（昭和元）年度が件数0.7%、金額3.0%であった。⁽⁷⁹⁾ 当初は件数と金額ともに一定のシェアをもったが、徐々に欧米の生命保険会社の割合が少なくなっていた。これは欧米会社が本国に合わせて「減配」したことが大きな原因であり、やがて政治情勢の変化とともに、さらに減っていった（国内の会社はほとんど減配しなかった）。

以上のように日本の生命保険業は、保険業法の実施後、いわゆる整理期に入ったが、模範約款の制定、相互会社の創業、徴兵保険の発足、外国保険会社の進出などによって、一般の産業資本に適合的な企業となっていった。それと同時に、生命保険業の量的な拡大もあって、1894（明治27）年から1903（明治36）年の10年間で、生命保険契約高は6倍以上になった（ちなみに、銀行預金も同時期の10年間で約6倍の伸びを示していた）。

5 結びにかえて

生命保険業は、明治期に欧米から日本に導入された近代的なシステムを生かしたビジネスのひとつであった。多くのビジネスが欧米由来の形態をとっているが、生命保険業は他のビジネスとは異なる特徴をもった。生命保険業が確立されるまでは、人びとの「生」と「死」、そしてセーフティネットという問題は、地縁・血縁関係や地元の共同体が担ってきた。生命保険業はこれ

らの問題を「商品」の対象にしなければならなかった。とくに、経済という問題だけでなく、生と死という道德に関わるという点で、同じ保険であっても、火災保険や海上保険と大きく異なっていた。さらに道德と向き合うという点から、黎明期の生命保険業は、生命保険に関する無知や誤解に対処しなければならなかった。生命保険業が会社として継続性をもつためには、これら多くの課題を克服しなければならなかった。

欧米諸国の生命保険業は、この課題の克服にかなりの時間を要した。とくに道德規範の根本にある宗教界の反発は激しいものがあった。わが国では、欧米諸国とそれほど時間差がなく、19世紀後半に生命保険会社が定着し、その後も生命保険会社は拡大した。わが国は当初、批判があったものの、欧米諸国に比べて生命保険業の導入は円滑に進んだ。とくに、欧米諸国とは異なり、短期間で解体されるものの、宗教界（仏教界）が生命保険業に乗り出し、会社を設立するということまでみられた。また、わが国の場合、近代的なシステムをとることがなかった類似保険が数多く存在した。類似保険は無尽講的な（伝統的な）相互扶助の精神によって、その組織が形成されていった。欧米諸国と比べて、わが国の場合、この類似保険の存在、さらに宗教界の動向が生命保険業の定着をもたらした大きな要因となった。結局、わが国の生命保険業は、地縁・血縁を基盤とする無尽講的な考え方を引き継ぐことが求められ、宗教界の反発も少なく、短期間で定着したということである。

生命保険業は相互扶助の精神を生かしつつ、規模を拡大しビジネスとして成立するために、合理的な手法と相互信頼関係の構築が必要とされた。しかしながら、この精神と経済的な合理性とは適合的でない場合もあった。数多くの類似保険と生命保険会社が誕生したが、すぐに解散や合併などに追い込まれる場合も多く、連続性をもっていたとは言い難い。たとえば、それは保険の種類の変化が典型的に示している。生命保険業の展開とともに、保険の種類も変貌を遂げた。わが国だけではなく、各国共通の特徴であるが、生命保険業の初期には終身保険が最も一般的であり、死亡の危険に対する保護（死

亡保障)を目的としていた。その後、養老保険が次第に多くなり、保障の色彩は薄くなり、将来の準備に充てるための投資(貯蓄)の色彩が濃くなる。新契約の終身保険と養老保険の件数比率では、明治初期の段階では終身保険が95%以上を占めていた。しかし1896(明治29)年頃には比率は伯仲し、1918(大正7)年には養老保険が95%と逆転した。⁽⁸⁰⁾つまり、わずか50年足らずの間に、生命保険は死亡の危険に対する保護という意味から、将来の準備に充てる投資(貯蓄)へと変貌を遂げた。⁽⁸¹⁾

会社形態という点で、相互扶助の考え方が残っている場合もあった。1889(明治22)年にわが国で三番目の生命保険会社として日本生命が開業したが、日本生命は、1899(明治32)年に保有契約高が業界首位となり、現在までこれを維持している。会社形態は当初から相互会社であり、株式会社ではない。株式を発行していないので、日本生命には株主がいない。ここに日本の伝統的な相互扶助の精神が発揮されているといえなくもない。しかしながら第二次大戦前まで、わが国では法人の形態が現在のような保険業法に定める相互会社ではなく、株式会社という形態が主流になった。⁽⁸²⁾しかし、戦後は相互会社が会社数で圧倒的に多数を占める形態となった。少数の株式会社も並存していたものの、価格統制や配当規制が行なわれたために、株式会社は企業形態の相違に基づく経営戦略を展開することが困難になった。⁽⁸³⁾

現在、多くの生命保険会社は、社員(加入者)が資金を出し合って組織をつくる相互会社である。大株主が経営に介入できる株式会社とは異なり、社員の意思決定機関の社員総会において経営陣と経営方針を決める相互会社は、利益をあげて分配する必要がない。したがって、経費を除いた社員の掛け金をすべて保険金の支払いにあてることができる。これは生命保険が無尽講的な相互扶助の精神を基本に発展したことと無関係ではない。しかし20世紀末のバブル崩壊が、株式で資産運用をしていた生命保険会社の経営を圧迫した。そこで資金を市場から調達したいという機運が高まり、さらに経営内容のディスクロージャーとコーポレートガバナンスを強化する必要などもあって、相

互会社から株式会社に組織変更する保険会社も増えている（相互会社から株式会社への変更は、1995年の保険業法の改正で認められるようになった）。また外資系保険会社との合併も進み、生命保険業界は大きな岐路に立っている。

注

- (1) 竹森一則著・伊藤喬編『日本保険史』同朋舎、1978年、286～301ページ。
- (2) 同上書、15～22ページ；拙稿「近代日本における庶民金融の展開—無尽講と相互扶助」（『報徳学』、第13号、2016年、1～20ページ）。
- (3) 生命表とは、その年の1年間の死亡状況が今後変化しないと仮定し、各年齢の人が1年以内に死亡する確率や、平均してあと何年生きられるかという数値などをまとめたものである。
- (4) V.A.R.ゼライザー著／田村祐一郎訳『モラルとマーケット—生命保険と死の文化』千倉書房、1994年、10～5ページ。
- (5) 欧米諸国の生命保険業の成立については、拙稿「道徳規範と金融市場経済—生命保険業の成立」（国際二宮尊徳思想学会編『二宮尊徳思想論叢Ⅷ・「永安」社会の実現をめざして—儒学の振興と報徳思想』報徳博物館、2020年、掲載予定）。
- (6) 竹森一則著・伊藤喬編『日本保険史』同朋舎、1978年、26～8ページ。
- (7) 慶應義塾『福澤諭吉全集』第1巻、岩波書店、1958年、275～608ページ。
- (8) 慶應義塾『福澤諭吉全集』第2巻、岩波書店、1959年、113～67ページ。
- (9) 同上書、164～7ページ。明治初期に生命保険を紹介した書籍には、福澤の著書以外にも、『百工儉約訓』（高橋達郎記、明治9年）、『人口救窮及保険』（永田健介訳、明治10年）、『保険要書』（英国ペチット著・佐藤茂一訳、明治13年）、『理財雑録』（森下岩楠編纂、明治13年）などがある。これらの著書では、生命保険は、命保険、生涯請負、死亡請合、生命請合、人命請負、性命請負、人命保険、保命、保険命、保生などの言葉で紹介されている。
- (10) 「西洋事情外編巻之二」（慶應義塾『福澤諭吉全集』第1巻、岩波書店、1958年、448～9ページ）。
- (11) V.A.R.ゼライザー著／田村祐一郎訳、前掲書、1994年、47～8ページ。
- (12) 竹森一則著・伊藤喬編、前掲書、1978年、38～41ページ。
- (13) 森莊三郎「我国に於ける科学的生命保険業の興起」（『国家学会雑誌』、第43巻2・3・4号）。
- (14) 竹森一則著・伊藤喬編、前掲書、1978年、43ページ；宇佐美憲治『生命保険業100年史論』有斐閣、1984年、13ページ。

- (15) 竹森一則著・伊藤喬編、前掲書、1978年、44ページ。
- (16) 同上書、147～50ページ。共済老銭社は生命保険を取り上げた小説の題材となっている。渡辺房男『命の値段—生命保険を創った男たち』実業之日本社文庫、2014年。
- (17) 宇佐美憲治、前掲書、1984年、27～32ページ。
- (18) 生命保険会社協会編『明治大正保険史料』第1巻1編5類、生命保険会社協会、1934年、67ページ。
- (19) 大山敷太郎編『若山儀一全集 上巻』東洋経済新報社、1940年、292ページ。
- (20) 宇佐美憲治、前掲書、1984年、14～7ページ。
- (21) 生命保険会社協会編『明治大正保険史料』第1巻2編2類、生命保険会社協会、1937年、158ページ。
- (22) 竹森一則著・伊藤喬編、前掲書、1978年、77～146ページ。
- (23) 第一生命保険相互会社『第一生命七十年史』第一生命保険相互会社、1972年、15～6ページ。
- (24) 宇佐美憲治、前掲書、1984年、33～5ページ。
- (25) 小林惟司『保険思想と経営理念』千倉書房、2005年、51～60ページ。
- (26) 日本生命保険／シー・ディー・アイ編『人生と生命保険』日本生命保険／シー・ディー・アイ、1979年、166ページ。
- (27) 19世紀末から20世紀初頭にかけて、欧米の保険会社は経済的なメリットを強調することによって、道徳性ないし宗教性の裏付けとなった。拙稿、前掲論文、2020年。
- (28) 小林惟司『保険思想の源流』千倉書房、1997年、143～8ページ。
- (29) 明治生命保険相互会社・日本経営史研究所編『明治生命百年史資料：明治14年7月～昭和57年3月』明治生命保険相互会社、1982年、219ページ。
- (30) 明治生命保険株式会社編『明治生命保険株式会社六十年史』明治生命保険、1942年、1～2ページ。1879（明治12）年は日本初の損害保険会社である東京海上保険会社が設立された年でもある。
- (31) 生命表は保険料が設定される時に使われる生死に関するデータであり、生命表による加入者の生死の予測に基づいて、適切な保険料が設定される。
- (32) 由井常彦・田付茉莉子編『近代生命保険生成史料』明治生命保険相互会社、1981年、346ページ。
- (33) 笠原長寿ほか著・印南博吉編『現代日本産業発達史 27 保険』現代日本産業発達史研究会、1966年、49ページ。
- (34) 木下なつき「近代日本におけるアソシエーションと生命保険ビジネス—交詢社と明治生命の関係の検討を軸に（1880-1920）」（『生命保険論集』、第180号、2012年、93～118ページ）。
- (35) コレラがもたらした影響については、拙稿「明治期京都の感染症とその対応—コ

- レラと衛生都市の形成」(『京都産業大学日本文化研究所紀要』、第17号、2012年、518～67ページ)。
- (36) 宇佐美憲治、前掲書、1984年、37～9ページ。
- (37) 小林惟司、前掲書、1997年、74～6ページ。
- (38) 明治生命保険『明治生命五十年史』明治生命保険、1933年、48ページ。
- (39) 拙稿「近代日本における庶民金融の展開—無尽講と相互扶助」(『報徳学』、第13号、2016年、1～20ページ)。
- (40) 福地幸文「近代個人保険需要の実証研究—生命保険市場発展の核心的原動力」(『保険学雑誌』、第633号、2016年、1～31ページ)。
- (41) 朝日生命保険相互会社編『朝日生命八十年史』朝日生命保険相互会社、1968年、4ページ。
- (42) 小林惟司、前掲書、2005年、214～5ページ。
- (43) 朝日生命保険相互会社編、前掲書、1968年、6ページ。
- (44) 同上書、10ページ。
- (45) 同上書、10ページ。
- (46) 笠原長寿ほか著・印南博吉編『現代日本産業発達史27 保険』現代日本産業発達史研究会、1966年、52ページ。
- (47) 小川功「大手保険会社のグラウンド・デザインを描いた近江人脈—日本生命「発起人中の発起人」弘世助三郎の着想の進展過程を中心に」(『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』、第46号、2013年、44ページ)。
- (48) 日本生命保険相互会社編『日本生命七十年史:1889-1959』日本生命保険相互会社、1963年、5ページ。
- (49) 日本生命保険相互会社編『日本生命九十年史』日本生命保険相互会社、1980年、9ページ。弘世の人となりは興味深いものがある。1908(明治41)年の日本生命の株主総会において、議長役の片岡社長は弘世について、「同君は本社創業に当り、発起人中の発起人とも申すべき創業者」とたたえ、株主の長田桃蔵(1870-1943、淀町長、後に衆議院議員)も同様に「弘世君は本社創業の人、発起人中の発起人にして」と賛辞を送っている。ところが、それに対して弘世は「創業以来聊か犬馬の労を取りたるのみにて、本社に寸功をも致さざりし」(日本生命保険相互会社企画広報部社史編纂室編『日本生命百年史資料編』、日本生命保険、1992年、127～8ページ)と応じただけであった。弘世は自己顕示欲が強い実業家の中にあつて、表立つことを好まぬ性格であったようである。自慢話もせず、創立時に尽力した関係企業に対しても、その後、さほど執着しなかった。
- (50) 藤沢利喜太郎『生命保険論』文海堂、1889年、55～113ページ。
- (51) 同上書、133ページ。
- (52) 同上書、134～8ページ。

- (53) 1892 (明治 25) 年と 1893 (明治 26) 年は、火災・海上保険会社においても、それまで 4 社 (東京海上・東京火災・明治火災・日本火災) であったが、新たに 10 社の新規参入があった。銀行数も 1892 (明治 25) 年の約 400 行から 1893 (明治 26) 年の約 700 行に急増している。金融機関の急増期であったといえる。ちなみに、1900 (明治 33) 年度には生命保険会社は 43 社に増加した。
- (54) 玉木為三郎「保険業法以前創立の生命保険会社」(『生命保険会社協会会報』、第 20 巻 2 号付録、1931 年 8 月)。
- (55) 生命保険会社協会編『明治大正保険史料』第 2 巻 1 編、生命保険会社協会、1937 年、250 ページ。
- (56) 生命保険会社協会編『明治大正保険史料』第 2 巻 2 編、生命保険会社協会、1936 年、196 ページ。その後の簡易生命保険の役割と課題については、真屋尚生「自助と互助の社会経済学」(『三田商学研究』、第 36 巻 1 号、1993 年、99 ~ 131 ページ)。
- (57) 宇佐美憲治、前掲書、1984 年、92 ~ 3 ページ。
- (58) 玉木為三郎「小額の保険に付て」(『保険雑誌』、第 65 号、1901 年、1 ページ)。
- (59) 玉木為三郎、前掲論文、『生命保険会社協会会報』、第 20 巻 2 号付録、1931 年 8 月。
- (60) 深見泰孝「仏教系生命保険会社の成立および破綻理由について—佛教生命、明教生命、六条生命の分析から」(『保険学雑誌』、第 613 号、2011 年、129 ~ 48 ページ)。
- (61) 深見泰孝「仏教系生保の破綻について—一日宗生命破綻を中心に」(『保険学雑誌』、第 610 号、2010 年、17 ~ 36 ページ) によれば、経営者の教団内での地位の高さが、規律づけを困難にし、一般の会社とは異なり、出資比率の多寡だけでなく、宗教的な地位や教団内での地位が発言力に影響していたことが、破綻の一因であった。
- (62) 深見泰孝「仏教系生命保険会社の生成について—真宗信徒生命を中心に」(『保険学雑誌』、第 602 号、2008 年、1 ~ 30 ページ)。2001 (平成 13) 年に経営破綻した「東京生命保険相互会社」の前身は「真宗信徒生命保険株式会社」であった。
- (63) 同上論文、22 ~ 4 ページ。
- (64) 生命保険会社協会編『明治大正保険史料』第 2 巻 2 編、生命保険会社協会、1936 年、1161 ページ。
- (65) 青谷和夫「保険法制と監督行政の変遷」(日本保険業史編纂委員会編『日本保険業史 総説編』保険研究所、1968 年、898 ページ)。
- (66) 宇佐美憲治、前掲書、1984 年、49 ~ 56 ページ。
- (67) 小林惟司、前掲書、2005 年、61 ~ 2 ページ。
- (68) 同上書、64 ページ。
- (69) 生命保険会社協会編『明治大正保険史料』第 2 巻 1 編、生命保険会社協会、1937 年、162 ページ；第一生命保険相互会社『第一生命七十年史 資料編』第一生命保険相互会社、1973 年、11 ~ 37 ページ。
- (70) 第一生命保険相互会社『第一生命七十年史』第一生命保険相互会社、1972 年、

15 ページ。

- (71) 稲葉浩幸「わが国生命保険業の黎明期と小説」(『生駒経済論叢』、第4巻2号、2006年、130ページ)。
- (72) 宇佐美憲治、前掲書、1984年、64～9ページ。
- (73) 退役軍人のセカンドキャリア(中高年の再就職先)となったことも大きな影響を与えている。山本七平『私の中の日本軍』文藝春秋、1997年。
- (74) 横島公司「キャリアデザインをめぐる歴史的異相—徴兵保険とタコ部屋労働からみえるもの」(『札幌大学女子短期大学部紀要』、第62号、2015年、145～67ページ)。
- (75) 河村恒二郎編『岡田治衛武君小伝』博聞館、1902年。
- (76) 小川功「大阪生命の生保乗取りと日本生命の対応—鴻池財閥から山口財閥への移動説の吟味」(『保険学雑誌』、第516号、1987年、67～96ページ)；深見泰孝「明治期の生保株買い占めとガバナンス—大阪生命事件を中心として」(『企業家研究』、第4号、2007年、20～38ページ)。
- (77) 保険銀行時報社編『本邦生命保険業史』保険銀行時報社、1933年、134ページ。
- (78) 終身保険は満期を一定の年齢に設定する点で、養老保険と同じ構造であるが、契約者貸付を除き、死亡以外で現金を得るには解約を要する。解約返戻率が既払込保険料の2分の1以下などと低率の場合、長期間契約を継続しても、貯蓄部分に相当する解約返戻金は受け取れず、終身保険の主な目的は死亡保障となる。養老保険は同様の解約返戻率でも、満期になれば貯蓄部分に相当する満期保険金が得られ、死亡保障と貯蓄の両方の目的を充足できる。
- (79) 日本経営史研究所編『近代生命保険生成史料』明治生命保険相互会社、1981年、522ページ、625ページ。
- (80) 福地幸文「近代個人保険需要の実証研究—生命保険市場発展の核心的原動力」(『保険学雑誌』、第633号、2016年、6～8ページ)。
- (81) 現在では、生命保険がもつ投資(貯蓄)性が自殺の増加をもたらしているという重大な問題を抱えている。貞包英之「贈与としての自殺—高度成長期以後の生命保険にかかわる自殺の歴史社会学」(『山形大学紀要(社会科学)』、第43巻2号、2013年、93～110ページ)。日本の生命保険市場の規模は、アメリカに次ぐ世界第2位であり、その影響力は強いものがある。ちなみに、世界第3位は中国であり、現在、急拡大を続けている。また日本の生命保険会社が生保市場で最も注目しているのは、オーストラリアである。オーストラリアの生保市場は年率約1割前後の成長が続いている。
- (82) 森田健三「生命保険経営の設立をめぐる諸問題」(『生命保険文化研究所所報』、第26号、1974年、41～72ページ)。
- (83) 姜英英「戦後日本の生命保険業における企業形態—所有権理論による分析」(『保険学雑誌』、第620号、2013年、179～98ページ)。